

委託事業実施計画書

事業名：令和2年度若年技能者人材育成支援等事業

提出者：宮城県職業能力開発協会

契約期間：令和2年4月1日～令和3年3月31日

(地域における技能振興事業)

区 分	事 項
1. 技能五輪全国大会予選の実施等	<p>(1) 技能五輪全国大会の予選の実施</p> <p>技能五輪全国大会の予選大会を以下により実施します。</p> <p>また、予選大会の活性化等、技能尊重の気運の醸成等を図るため、県大会観覧の周知を、HP等を活用して行います。</p> <p>ア 予選大会の内容等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催日時：令和2年12月～令和3年2月 ・内 容：各都道府県協会が独自の選考基準にて推薦する職種のうち、「電工」「電気溶接」の2職種について、予選大会を行います。 <p>目標値：2職種 6名程度</p> <p>イ 技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会への参加支援の実施</p> <p>中小企業等に所属する技能五輪全国大会及び若年者ものづくり競技大会参加選手及び選手の指導員の旅費、工具の運搬費の援助を行い、大会参加を促進します</p> <p>目標値：技能五輪全国大会 参加選手 10名 指導者 10名</p> <p>目標値：若年者ものづくり競技大会 参加選手 10名 指導者 10名</p>
2. ものづくりの魅力、技能者の持つ技能を伝えるための取組	<p>(1) ものづくりマイスター、ITマスター及びそれ以外の熟練技能者の活用</p> <p>ア イベント「ものづくりフェスタ in みやぎ2020」の開催</p> <p>ものづくりマイスター・ITマスターやそれ</p>

以外の熟練技能者を活用し、地域住民等を対象としたものづくり体験教室や製作実演・作品展示並びに職業の説明・内容説明等を組み合わせたイベントを開催します。

また、ものづくりの体験等を通して、ものづくりの楽しさ、技能の素晴らしさ等を実感していただきます。

技能習得施設、技能評価制度、優秀な技能者等を表彰する制度等をパネルや写真を用いて紹介、将来のものづくり産業に従事する人材の裾野拡大も図ります

- ・開催時期：令和2年8月
- ・開催回数：1回(3日間)
- ・参加者数：約7,000名

イ ものづくりマイスター以外の熟練技能者の派遣

アのイベント開催時にもものづくりマイスター以外の熟練技能者の活用を積極的に行い、ものづくりの魅力の発信を行います。

(2) 技能競技大会展の実施

中央技能振興センターが、北海道・東北ブロックとして開催する技能競技大会展において、国が行う技能競技大会の実施内容(競技職種・競技内容等)、技能五輪国際大会と技能五輪全国大会の関係、技能五輪全国大会の開催予定を周知するとともに、技能競技大会のデモンストラーション、競技課題による製作物、パネル等の展示に積極的に協力・支援を行い、HPや会報等で周知を図ります。

(3) 技能士展の実施

中央技能振興センターが、北海道・東北ブロックとして開催する技能士展において、技能士制度の普及・促進、技能検定制度、技能試験、技能士会、技能士と社会の関わり、技能士になることのメリット、技能士が企業にいることによる企業のメリット等を広く広報するととも

	<p>に、技能士による製品・作品、パネル等の展示に積極的に協力・支援を行い、HPや会報等で周知を図ります。</p> <p>(4) 「地域発！いいもの」応援事業について 中央技能振興センターが定める募集要領に基づき、協会会員やものづくりマイスター関連企業・団体に文書による周知を図るとともに、HPに掲載し広く周知を図ります。</p> <p>(5) グッドスキルマーク事業の実施について 中央技能振興センターが定める募集要領に基づき、協会会員やものづくりマイスター関連企業・団体に文書による周知を図るとともに、HPに掲載し広く周知を図ります。</p> <p>(6) 卓越した技能者（現代の名工）の制度の紹介コンテンツの作成支援について 中央技能振興センターが示す編集方針に沿って被表彰者に対して取材を行い、取材結果を中央技能振興センターへ報告します。</p>
--	---

(ものづくりマイスター等の認定、登録に関する業務)

区 分	事 項
1. ものづくりマイスター等の開拓	<p>対象職種の関係団体・企業を随時訪問等し、ものづくりマイスター・ITマスター・テックマイスターの候補者に係る情報収集等(掘り起こし)を行います。</p> <p>掘り起こしにあたっては、前年度新設されたテックマイスターについて重点的に行います。</p> <p>また、HPやパンフレット、業界誌等へのものづくりマイスター制度の紹介などの広報も行い、ものづくりマイスター制度の周知を図るとともに候補者の情報収集に努めます。</p>
2. ものづくりマイスター等への説明	<p>認定を受けたものづくりマイスター等に対し、実技指導等に当たる前に、指導技法等講習受講の要否の説明を行うとともに、活動する際の条件等</p>

	<p>について文書により通知し説明を行います。</p> <p>また、過去3年間に一度も活動実績のないものづくりマイスターに対して、活動の意思があるか否かを確認し、受講の呼びかけをします。</p>
3. 申請書類等の取りまとめ	<p>ものづくりマイスター等候補者に対する制度説明・申請書類の確認を行うなど、円滑な事務処理の実施を支援するとともに申請書類を取りまとめてセンターに提出します。</p>
4. ものづくりマイスター等に対する研修	<p>新たに認定されたものづくりマイスター等に対し、実技指導の結果報告の作成方法等の事務を含む指導技法等講習を行います。講習では「指導技法」はもちろんのこと、個人情報保護、セクシュアルハラスメント・パワーハラスメントの防止、若年者・学生との接遇といった面の知識の付与等も併せて行います。</p> <p>なお、コーナー職員に、「eラーニング教材」の活用方法の周知と研修を適宜行います。</p>

(ものづくりマイスター等の活用に係る業務)

区 分	事 項
1. 若年技能者の人材育成における相談・援助	<p>(1) 技能振興コーナーにおける相談・援助</p> <p>技能振興コーナーの相談窓口において、技能検定の実技試験や技能競技大会の競技課題等を活用した若年技能者の人材育成に係る取組方法、訓練施設・設備等のコーディネート、実技指導等の相談・援助及びものづくりマイスター等派遣のコーディネート等を行います。</p> <p>ITマスターの活用については、県下の教育委員会等を通じて各学校が作成する年間指導計画に盛り込むよう働きかけを行います。</p> <p>(2) ものづくりマイスター等の円滑な派遣</p> <p>企業や工業高校等の要請に応じてものづくりマイスター等を派遣することとし、派遣要請に適切に対応できるよう効果的な運用に努めます。</p> <p>なお、企業及び業界団体からの派遣要請があ</p>

	<p>った場合には、雇用安定等各種給付金の受給予定を確認するとともに、3級技能検定の資格付与についても案内します。</p>
<p>2. ものづくりマイスター等の派遣による指導の実施</p>	<p>県内中小企業等の人材育成、訓練計画等に対して、要請に応じて相談・援助を行うとともに、最適なものづくりマイスター等を選任し実技指導を以下により実施します。</p> <p>(1) 中小企業への実技指導等の実施</p> <p>技能検定課題を基にした実技指導を行い、併せて技能検定や技能競技大会等へのチャレンジ啓発を行います。</p> <p>目標値：マイスター派遣人数 50名 受講者人日 200名</p> <p>(2) 工業高校等の教育機関への実技指導等の実施</p> <p>技能競技大会課題や技能検定課題をベースにした各学校の指導ニーズに応える実技指導を行います。</p> <p>派遣は、指導のニーズが高いと思われる機械加工(旋盤・フライス盤等)・機械検査・建築大工・電気溶接等を重点的に行い、地域別にものづくりマイスターを配置し多くのものづくりマイスターが実技指導に当たるよう図ります。</p> <p>目標値：マイスター派遣人数 259名 受講者人日 2,072名</p> <p>(3) 大企業への実技指導等の実施</p> <p>技能競技大会への新規参加、参加職種の拡大等において、実技指導等が求められる場合は、企業が経費を負担することを条件にコーディネートします。</p>
<p>3. 「目指せマイスター」プロジェクト</p>	<p>(1) 「ものづくりの魅力」の発信</p> <p>児童・生徒のものづくりに関する理解を深めるとともに、将来、若者自らがものづくりの現場での就業等を実現できるよう、また、教師や保護者がものづくりの現場での就業等を希望する児童・生徒を支援しやすいよう、ものづくりマイス</p>

ター等を活用した「ものづくりの魅力」の発信を行います。

ア 学校の授業等への講師派遣（児童・生徒を対象）

地域の教育機関関係者からの要請に基づいて、学校の授業等へものづくりマイスターを派遣し、「ものづくりの魅力」を発信します。

また、ものづくり体験教室を同時に開催し、ものづくりの素晴らしさ、技能の大切さ等を理解していただくよう効果的に実施します。

目標値：マイスター派遣人数 195名

受講者人日 1,365名

イ ものづくりマイスターによる講義を伴う児童・生徒を対象とした事業所等見学の実施

県内小・中学校の生徒を対象に、事業所・訓練施設等の見学をものづくりマイスターによる講義を組み合わせた内容で実施します。

目標値：マイスター派遣人数 12名

受講者人日 120名

ウ 学校の教師、児童・生徒の保護者等を対象とした「ものづくり魅力」講座等への講師派遣

上記ア・イの講義等の実施を計画する場合には、当該小・中学校の教師を対象とした「ものづくり魅力」講座を事前に実施することとします。また、同様に保護者等に対しても講座を実施します。

目標値：マイスター派遣人数 45名

受講者人日 90名

(2) 「ITの魅力」の発信

地域の教育機関関係者からの要請に基づき、学校の授業等にITマスターを派遣し、児童生徒の情報技術に関する興味を喚起するとともに、情報技術を使いこなす職業能力を付与できるように、「ITの魅力」の発信を行います。

目標値：ITマスター派遣人数 8名

受講者人日 82名

	<p>(3) 若者に対する「ものづくり魅力」の発信 地域若者サポートステーション事業の支援対象者に対して、ものづくり魅力の発信を行います。</p> <p>(4) ものづくりマイスターの働く職場での職場体験実習 一人親方や自ら事業を営んでいるものづくりマイスターに対して、当該職場ならではのものづくりの体験の実施を含む職場体験実習に係る要請を行い、これに応じるものづくりマイスターを支援します。</p>
--	--

(地方公共団体、経済団体等との連携会議の設置・運営)

区 分	事 項
1. 連携会議の設置	<p>地方公共団体、労働局、経済団体、教育機関等の関係者による連携会議を設置、開催し、宮城県の産業特性、就業構造等を踏まえた本事業の推進計画の策定、技能振興の取組や事業実施に当たっての連携・協力のあり方の検討及び事業の進捗管理を行います。</p> <p>連携会議は以下の構成メンバーを予定します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宮城労働局 ・ 宮城県経済商工観光部産業人材対策課 ・ 宮城県教育委員会 ・ 宮城県商工会議所連合会 ・ (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 ・ 宮城県中小企業団体中央会 ・ (一社)みやぎ工業会 ・ 宮城県技能士会連合会
2. 連携会議の開催回数	<p>第1回目は年度当初に開催し、事業実施に当たっての連携・協力の在り方や推進計画の説明等を行い、第2回目は第3四半期(12月)に開催し、本年度の実施状況を踏まえた翌年度の推進計画(案)の策定・報告等を行います。</p>

(全国斉一的な事業展開)

区 分	事 項
1. 全国会議の開催等によるセンターとコーナー間の連携	センターとコーナーが密接に連携し、円滑に全国斉一的な事業展開を図るため、全国会議やブロック会議に出席し、業務運営方針の確認や実務ノウハウの向上・共有等を図ります。